

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1303
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	複数人による有害鳥獣駆除に従事する場合において、補助者に狩猟免許を所持しない者が従事することの容認
意見提出者名	大分県
意見の要点	<ol style="list-style-type: none">1. 鳥獣の捕獲許可にあたり、免許を有しなくても良い従事者の比率は全体のどの程度か。また、「捕獲技術、安全性等が確保されている場合」とは、移入鳥獣と、特区に限定されるのか。2. 実施主体に、森林組合連合会も包含されるのか。3. 想定対象地域は、森林組合、農業協同組合とも広域合併が進んでいるが、広域での指定が可能か。
意見に対する回答	<p>1 について 特例措置については、個々の事例に即して狩猟免許所持者が適切な形で同行しているか否か判断されるべきものとし、比率は特に定めていません。また、「捕獲技術、安全性等が確保されている場合」については、移入鳥獣と、特区に限定した運用を行うこととします。</p> <p>2 について 森林組合連合会も含まれます。</p> <p>3 について 想定対象地域については特段限定しておらず、広域での指定も可能です。ただし、農林業被害の発生状況等を踏まえた地域の実情と特例措置の必要性の有無に応じて個別に判断することが必要です。</p>
担当省庁名	環境省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1304
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	再生利用認定制度の対象品目の拡大
意見提出者名	長野県産業活性化・雇用創出推進課
意見の要点	対象品目について以下の品目を追加されたい。 1. 産業廃棄物 ・食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 ・廃油 2. 一般廃棄物 ・廃油
意見に対する回答	再生利用認定の対象となる廃棄物は、再生利用により生活環境の保全上支障が生じることを防止するため、廃棄物自体が生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定することとしているところ、御提案の廃棄物については、腐敗性・揮発性を有し生活環境保全に支障が生じるおそれがあることから現時点で当該制度の対象とすることは困難と考えています。
担当省庁名	環境省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1304
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	再生利用認定制度の対象品目の拡大
意見提出者名	清田様
意見の要点	対象品目の条件について、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるという部分について明確にすべきではないか。
意見に対する回答	再生利用認定の対象となる廃棄物については環境大臣が指定することとしており、指定した廃棄物に限りこの再生利用認定制度の特例の対象となりうるので、御懸念の点を踏まえ、廃棄物の指定にあたっては、本条件を厳格に適用していきたいと考えています。
担当省庁名	環境省